

令和6年第9回（9月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年9月26日（木）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和6年第9回（9月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆さんお疲れ様です。だいぶ稲刈りも終わった状況になってきましたが、先般の能登地方を中心とする大雨により、1月1日の地震のと同じところに被害が集中している状況を聞いておりました。一昨日ですが県の方で状況を聞いたところ、輪島市ではかなりの部分で土砂流入による被害が発生しており、稲刈りしていないのは約4割あり、相当の被害があると聞きました。珠洲市も同じ状況で、まだ稲刈りできていない5割程あり、ほとんど駄目になるのではないかとこのことです。あと能登島、それから能登町、穴水町、この辺では、能登町は約4割、穴水町では約3割が稲刈り出来ていなく、穴水町まで行きますと、かなり作物被害は少なくなっている状況とのことです。また大きい農家が沢山おいでますけれど、特に門前にある大きな法人ですございますが、75ha耕作しておりますがその内40haが壊滅的状況ということで、相当大変な状況だということ。先般テレビでは珠洲市の法人の話が出ておりました。珠洲の法人では事務所が床上浸水となり被害が相当あると思います。それから門前にワイナリーがありますが、そこは土砂崩れにより醸造用ブドウの収穫を断念したとし、果汁で栗りんごブドウをこれも土砂崩れによりまして、収穫を断念または困難との連絡があったとのことです。また七尾の方は若干少ないですが、それでも中島地区、能登島地区では土砂堆積と冠水被害が水稻ではかなりあるという状況とのことです。野菜については、特にキャベツ、かぼちゃ、中島菜、大根これらで冠水による被害が出ているということです。冠水すると殆ど無理だろうという状況になると思います。志賀町の方でも、特に富来地区は水稻の冠水害がかなりあるとのことです。いずれにしましても相当の被害が出ております。テレビでは生活圏の家の話や水道の話などが集中して放送されておりますが、まだまだ土砂崩れにより現地にも行けないところもありますので、さらにこれから被害は増えてくるのではないかなと思います。とても心配ですが、できるだけ最小限になってくれればいいなと思います。今回の水害による災害被害地は相当農業にとっても非常に大きいものがあるのではないかなと感じております。</p> <p>一応、今の状況を聞いたところでございます。それでは、議事に進みます。</p>

<p>欠席委員確認 議事録署名委員の指名</p>	<p>会 長</p>	<p>本日の欠席委員は末廣委員、推進委員は長原委員の2名であり す。 それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。 署名委員に 7番 竹田委員、 10番 中村委員 をお願いいたします。 次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。 本日、現地調査にあたられました、 6番 高橋委員 7番 竹田委員 には、各案件の審議時にご説 明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>議案第 35 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>会 長 事 務 局 会 長 当 番 委 員 会 長</p>	<p>それでは、「議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に 対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 35 号 整理番号 1 番から 2 番について朗読説明】 整理番号 1 番については、譲受人のご自宅裏であり、すでに耕作 されており所有権移転となります。 整理番号 2 番については、平成 28 年よりぶどう農園を行って おります。認定農家でもあり、この度金沢に進出するにあたり、かほ く市での土地所有者との手続きを正式に行うものです。 許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条 の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、 農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えら れます。 これで、議案第 35 号の説明を終わります。</p> <p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調 査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p> <p>竹田委員 現地調査 本日、10 時 30 分より高橋委員・事務局と現地調査してきました。 ・整理番号 1 番 自宅の裏にある土地ということで、現在も耕作しているというこ となので、特に問題ないと思います。 ・整理番号 2 番 今説明あったとおり、露地でブドウを作っておりました。この方 の譲受人が現在も耕作しているということで特に問題はないと思 います。</p> <p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご 発言ください。</p>

<p>議案第 35 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 (末廣委員欠席により事務局から) 末廣委員より、現地特に問題がないということで報告をいただいております。 ・整理番号 2 番 (長原委員欠席により事務局から) 長原委員の方から、事前にお電話で支障はないということの連絡を受けております。
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>全員挙手により、「議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。</p>
<p>議案第 36 号 農地転用許可 後事業計画変更申請</p>	<p>会 長</p>	<p>続きまして、「議案第 36 号 農地転用許可後の事業計画変更申請(農地法第 5 条許可)に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>【議案第 36 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 今回変更となるのは、近隣での工場建設工期が延長になることから一時転用期間の延長であります。 申請土地については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 36 号の説明を終わります。</p>
	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>竹田委員 現地調査 ・整理番号 1 番 事務所と駐車場用地の一時転用は 10 月から 12 月に延びたということで、これは特に問題と思います。</p>
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>

<p>議案第 36 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請</p>	<p>地区担当委員</p>	<p>・整理番号 1 番（長原委員欠席により事務局から） 長原委員から電話にて意見を聞いております。 現場事務所、現在建っておりますがその工期延長ということで特に支障がないというようなことで連絡を受けております。</p>
<p>議案第 37 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>全員の挙手により「議案第 36 号 農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p>
	<p>会 長 事務局 当番委員</p>	<p>続きまして、「議案第 37 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」を議題ととして事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 37 号 整理番号 1 番から 8 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番から 6 番と 8 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地、整理番号 7 番については、「水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の公衆用道路の沿道であり、500m 以内に 2 つ以上の公共施設が存在する」農地との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。</p> <p>また、整理番号 7 番については先月総会の「議案第 33 号かほく農業振興地域整備計画変更」により県との協議が終わり、計画変更の公告縦覧期間中であることを補足いたします。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 35 号の説明を終わります</p> <p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p> <p>高橋委員 現地調査</p> <p>・整理番号 1 番 宅地造成ということですが、南側にブドウ畑がありましたが、日照について気になりましたが問題ないということでした。</p> <p>・整理番号 2 番 地震の被災により内灘から移転されて、工場横に事務所を建設さ</p>

<p>議案第 37 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p>	<p>れるということで問題ないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 3 番 4 番 5 番 <p>現状はちょっと荒れていました。地区の境目で外日角と秋浜のところですが、整理番号 4 番は坂になっておりますが砂が崩れないように整備をすると聞いていますので問題ないと思います。</p> <p>竹田委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 6 番は、宅地造成用地ということで現地確認してきました。少し荒れた土地でしたが住宅街の中にある一角で大きな土地でありまして、特に問題ないと思います。 ・整理番号 7 番 <p>先ほど説明あったとおり、農業振興地域整備計画変更が出てる場所ということで現地はかなり荒れた土地でしたけども、周りに農地等など影響ないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 8 番 <p>ここは自己住宅ということで、周りも宅地ですので特に問題ないと思います。</p>
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 中村委員 <p>この場所は年 2 回ほど草刈り管理されておりました。宅地造成されても特に問題はないかと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 2 番 高橋委員（現地調査で報告） ・整理番号 3 番 高橋委員（現地調査で報告） ・整理番号 4 番 油野委員 <p>ここは秋浜と外日角の境界の土地でして、隣接した土地を通路及び資材置き場にするということですが、現地確認したところ宅地造成されたところの延長上であり、数年来耕作されていないように見えました。先程、高橋委員が言われたように、東側に傾斜しているということで、資材置き場用地でこれについては他の農地に影響を与えるものではないので問題はないと見てきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 5 番 油野委員 <p>整理番号 4 番と一体的なのですが耕作されていた様子がなく、残土置き場用地ということで他の農地に影響を与えるのではなく、</p>

<p>議案第 37 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>地区担当委員 地区担当委員</p>	<p>問題はないかなと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整理番号 6 番 油野委員 ここについては北側と南側にすでに宅地造成されています。以前旧七塚町では、梅の里ということでこの土地は梅の木がありましたが、現在は完全に取られまわっております。草の管理はされている様でした。ここはもう宅地造成するということになると、その地区の農地がもうそこら辺でもうなくなると最後の土地と感じました。 ・ 整理番号 7 番 油野委員 こちらについては、先月も説明しましたが農振除外手続きが整って、今回案件になっていると思います。譲受人に確認をしましたので問題はないかなと思います。 ・ 整理番号 8 番 (長原委員欠席により事務局から) 長原委員よりお電話があり、8 番に関しましては、家が立ち並んでおり、特に問題はないということで報告を受けております。
<p>議案第 38 号 非農地証明願 について</p>	<p>会 長 会 長 会 長 事 務 局 会 長 当番委員</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員の挙手により「議案第 37 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p> <p>続きまして、「議案第 38 号 非農地証明願について」を議題として事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 38 号 整理番号 1 番について朗読説明】 整理番号 1 番につきましては、平成 29 年に競売で取得しましたが地目変更が必要となり、今回申請となりました。</p> <p>事務局から説明がありましたが、この案件について、本日、現地調査に当たられました委員さんより現地報告をお願い致します。</p> <p>竹田委員 現地調査 ・ 整理番号 1 番 僕の知る限り以前から舗装された駐車場になっていたところで、今事務局の説明があった通り、問題はないと思います。</p>

議案第 38 号 非農地証明願 について	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・ 整理番号 1 番 中村委員 国道に面しております、アスファルトがなされており非農地です。問題はないと思います。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。
	村井委員	整理番号 1 番ですけれども現状駐車場になっていると始末書とかとらなくてもいいのですか。実際、これまでは転用する時に駐車場になっていたら始末書の提出をしていると思うのですが、今回非農地証明の場合と異なるという事がちょっとおかしいのではないかと思います。
	事務局長	こちらは裁判所案件で、照会を受けたときに、こちらの方で農地ではないと返答しております。確かに登記は農地になっていますが、競売で取得しましたが地目まで変更できないことにより、法務局の方から非農地証明を出してくださいということです。ちょっと複雑な事情になります。
議案第 39 号 農業経営基盤 強化促進法に よる利用権設 定等の承認に ついて	会 長	ややこしいですけど一応、逆に言えば法定の中からの話したようなことでやむを得ないという状況かと思えます。この件についてはいいですか。 無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 38 号 非農地証明願について」は原案のとおり意見決定致します。
	会 長	続きまして、「議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の承認について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事務局	【議案第 39 号 整理番号 1 番から 29 番について説明】 整理番号 1 番から 23 番は大崎地区になります。 設定する期間は、10 年間の令和 16 年 9 月 29 日までです。 整理番号 24 番から 29 番は八野地区になります。 設定する期間は 5 年 10 ヶ月の令和 12 年 7 月 31 日までです。 各耕作者の筆数、面積については 10 ページ下に記載しております。 新規に中間管理機構を通して集積する計画でございます。

<p>議案第 39 号 農業経営基盤 強化促進法に よる利用権設 定等の承認に ついて</p>	<p>事務局 会長 会長</p>	<p>農用地利用集積計画が本市基本構想に適合しており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 39 号説明を終わります。</p> <p>事務局から説明がありましたが、この件についてご意見等がありましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。 議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員の挙手により「議案 39 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の承認について」は原案のとおり承認いたします。</p>
<p>報 告</p>	<p>会長</p>	<p>次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>報告第 12 号 農用地利用配 分計画の認可 について</p>	<p>事務局</p>	<p>【報告第 12 号 農用地利用配分計画の認可について】 朗読説明 大崎地区において農地中間管理機構を通して耕作者の設定をしておりましたが、この度、農業支援機構より耕作者が変更になったことの報告であります。 設定する期間は、以前の設定された残存期間となります。</p>
<p>報告第 13 号 農地法制限除 外の農地の移 動届について</p>	<p>事務局</p>	<p>【報告第 13 号 農地法制限除外の農地の移動届について】 朗読説明</p>
<p>報告第 14 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出</p>	<p>事務局 会長</p>	<p>【報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明 報告案件は以上です。 以上で、第 9 回の議案審議については全て終了しました。</p>

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>会 長</p> <p>当番委員</p>	<p>次に、「いしかわ農業委員活動1.1.1 運動」についてですが、 今月は農業委員4番・5番・推進委員Aグループの方からご報告 をお願いします。</p> <p>4番 松本委員 一応稲刈りですが、私達の地区も多田地区・指江狩鹿野地区も稲刈 りは、大体無事に終わっております。指江が残っているかなと思 いますが殆ど終わりに近づいている状況です。ひやくまん穀を作っ ている方が各地区で少ないので水揚げについて各地区でバラバラに なっているところがあり、一応ポンプ当番がそれぞれ各地区にお りまして、耕作者の要請によってポンプを作動しております。やは りある他の地区によっては水上げが面倒との理由でひやくまん穀を 作らないところもあると聞いております。以上です。</p> <p>5番 前多委員 日中暑いので中々外には行けず、田んぼへ行っても稲が残って おるのは私だけになりました。どうやって稲刈りをしようか悩んで います。あとは、元女の市道を早く直してほしいと聞いております。 それと田んぼにイノシシが入り農業共済の方に見てもらいました が台帳から抜けており弱りました。</p> <p>Aグループ推進委員 酒尾委員 以前にも聞いたのですが、多田地区ですが今年の地震で、山手 の方で大分崩れて、復旧について聞いていたのですが多田地区の農事 組合法人代表の方からお話を聞いて現地を見てきました、できる だけ復旧はして欲しいと組合としてはやる気はありますという事 でした。現状まだ、山手の方が荒れ放題になっているところも あるなと思います。ただちょっと気がかりなのは能登地震等の 災害復旧関係の予算関係で、石川県の割り振り等でまた遅く なるのかなと思っております。地元としては気になるところ です。県や国の情報をお願いしたいところです。復旧に関 して、よろしくお願い致します。以上です。</p> <p>東委員 先般、町内の方から農地を売りたいとの相談を受けました。市 の方へ申請手続き出して下さいとお伝えはしました。所有者の方 は、今現在大阪においでまして相続農地です。相続登記は済んで いますが長い間耕作をしていません。求めたい方は、同じ町内 で瓦の屋根の修理をしている個人業者ですが、1月の震災関係 で屋根の修復工事で出た瓦置場として利用したいとのこと です。近いうちに手続きに来られるかもしれませんので、お 願いしたいなと思います。</p>
---	------------------------	---

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告		それからあと1点、皆さんに相談をしたいのですが、私の中沼夏栗地区のほ場整備もう完全に終わりました、圃場整備協議会を解散するというだけになりました、解散するときもやはり総会を開いて解散という形をとるようにしたらいいのか、皆さんの地区ではどのようにされたか教えて欲しいです。
	事務局長	ある1つの団体が解散するというのであれば、普通は当然解散の総会をすべきと思います。解散するのと他に通帳もおありでしょうから通帳も綺麗に清算しました証を皆さんに決議を取らないとないかなと思いますけど、今お聞きした感じでは。
	東委員	実際通帳自体は入ったらすぐ出ますからゼロですけども、会計報告というものも特にないですし、書面議決とかではなく、招集をかけてした方がいいということですね。
	事務局長	私は個人的にそう思います。
	会 長	最後までいったのならやはり総会を開いてやった方がいいと思います。
	当番委員	根布委員 先程の会長さんの報告と朝刊を見て、能登地区は大変だなと思っております。私の地区のことですが、早生の方は、晴天で早く稲刈りも済みましたが、奥手のコシヒカリとひやくまん穀は、この時期に少し雨が降り、肥料のいき過ぎなのか、大分一面に倒れまして1名の方は6反歩、もう1名の方は2反歩で、コンバインが入ってもすぐに詰まってしまう状況でした。ということで、最終的にはJAアグリに依頼し縦横としっかり刈っていただきました。先般、ある方が来年からひやくまん穀を作らないとの話も出ております。10月にはJAの方に来て頂いて稲作反省会を行います。そこで話が出ると思います。もう1点ですけども、ほ場整備ですが来年度の2期工事の範囲の報告書を受けました。予算関係で11月位までには、肥料の注文もあることから事務局の方で分かりましたら早く連絡いただければと思います。以上です。
	会 長	非常に難しいところもあるかと思いますがけれども、情報はできるだけね、早くあげればいいのかと思いますけども簡単にはいかないかもです。
	事務局	そうしましたら今地震もありますし、先週の雨もありますのでそのあたりの予算づけについては11月のその苗の注文とかもありますので、来年度進むかどうかとかその辺りも含めて、また県の方に、

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	事務局	地元も心配していることを伝え、再度説明をして欲しいということで、伝えたいと思います。また業者の方もいろんな能登応援等で計画通り予算も含めて業者の手配が大丈夫かどうかとか地元にて丁寧に説明依頼をしたいと思いますので、情報が入りましたら地元におろしたいと思いますのでよろしくお願いします。
管内情勢	会 長	ありがとうございました。今回は、6番 高橋委員、7番 竹田委員、来月はBグループの推進委員さんをお願いいたします。
	会 長	続きまして、石川かほく農協専務の村井委員より、河北郡市の農業情勢やかほく市管内の現況や情報について、何か報告がありましたらお話しをお願いいたします。
	村井委員	まず、水稻関係皆さんの方から情報が出ておりましたが、まず、ゆめみずほについては夏の好天というようなことで、順調に刈り取りができたというところです。中手のコシヒカリからひやくまん穀にかけては当初から長いという話は出ておりました。天候によっては倒伏があるよと話をしておりましたが、やはり7月上旬から中旬にかけて曇天によって節間が伸び、草丈が長くなり倒伏に至ったということがほぼ原因なのかなと。それから、やはり強い雨が降ったことも含めて、長くなったというようなところでございます。ひやくまん穀については、結構これまで倒伏には強い品種という感じで見えておりましたが、見ておられますと紋枯れが大分入っているようで紋枯れによる倒伏も結構見られたところです。来年度からは、紋枯れの発生したところについて紋枯れ剤の防除を徹底してもらうようなことをしないと、草丈がそこまで長くなくても倒伏になってくるといようなところでございますのでそこら辺も、来年度の指針の方では、強調していきたいなというふうに思っております。あと集荷の関係ですけれども集荷は今現在進めておりますが、あんまり集まっていないということが現状でございまして、品質につきましても、ゆめみずほはまあまあよかったです。ゆめみずほは青未熟が多かったです。その他カメムシによる斑点米、これによる落等が全体の2等以下になったものの中で、全体を100%とすると、68%は、カメムシによる落等で2等以下になっています。コシヒカリを含めてですが、特徴的なのは、コシヒカリの検査しておりますと若干割れが出ており、2等が増えてきている状況になってきております。それからひやくまん穀については倒伏のひどいところはもう倒れたところから芽が吹いているところが結構あるというような状況で刈り取りのときに別々で刈り取っていただくことをお願いしております。それからその他の品目の状況で言いますと、大崎の

管内情勢	村井委員	<p>ダイコンにつきましては今週の日曜日から出荷を予定しています。昔から見ると耕作面積も少なくなりまして、40年前は約18haで大崎ダイコン耕作しておりましたが、今は約1haになってしまっている状況ですし、その分かほっくりの甘藷が増えておりまして、甘藷についてはマルチ栽培の作型ですでに出荷をされているところがあります。出荷については来年の3月いっぱいまでを予定をしております。それから長いもについては順調に進んでおるといふようなことですし、紋平柿についても、若干害虫等が発生しておりますが順調に進んでいます。紋平柿については、特に夏場の暑さで少し生育障害を懸念していましたがそこから辺についても特に問題はないと聞いております。10月終わりぐらいから収穫というふうなことになります。以上が状況でございます。</p>
その他	会長	<p>どうもありがとうございました。 早生よりも中手、それからひやくまん穀その辺がこれから品種的なものも含めてちょっと心配もあるかなとそんなような話もあったかなというふうに思います。</p>
	会長	<p>それではその他ということですが、皆さんのお手元に農業政策に関する提案決議案です。 後程事務局からの話もありますが、11月農業委員大会が政策提案の内容として農業会議の方から一応出されているということで、皆さん方にもご承知おきまた何かありましたらということで案が出ておりますので、簡単に大きい項目だけお話をしておきたいと思ます。</p>
	会長	<p>【内容説明】農業政策に関する提案（案）の意見等について</p>
	会長	<p>その他について、事務局よりお願いいたします。</p>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロール日程案内（再） ・農業委員大会及び研修について（再） ・地域計画に係る説明会への参加依頼（口頭）
	事務局長	<p>次回、10月の総会は、10月25日（金）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。 現地調査の当番委員の方は、10番 中村委員、11番 大田委員です。推進委員の方は、Bグループとなります。よろしくお願ひいたします。 今月（9月）の委員報酬は、10月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p>

閉 会	会 長 会 長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>無いようでしたら令和6年9回（9月）の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">【14時54分終了】</p> <p>議事録署名委員</p> <p>会長 [REDACTED]</p> <p>7番 [REDACTED]</p> <p>10番 [REDACTED]</p>
-----	------------	--